

条例	使用料を改正した施設	担当課	施行日
札幌市都市公園条例	円山総合運動場、円山スケート場、厚別公園競技場	ス) 施設課 011-211-3045	R7.4.1
	芸術の森 観覧料（野外美術館、屋内美術館）、使用料（野外ステージ、練習室、研修室島）	市) 事業調整担当課 011-211-2261	R7.4.1 R8.1.1
	札幌コンサートホール 大・小ホール、大・小リハーサル室		R8.1.1
	さっぽろ天神山アートスタジオ 交流スタジオ、滞在スタジオ	建) みどりの管理課 011-211-2536	R7.4.1
	農試公園屋内広場、豊平公園緑化植物園緑のセンター、平岡樹芸センター講堂、百合が原緑のセンター温室、百合が原公園、川下公園温水利用型健康運動施設プール・浴室、モエレ沼公園		R7.4.1